

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局計画部都市計画課（都市景観） (06-6208-7887)
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	重点届出区域におけるデジタルサイネージ等設置協議
関連する 他局の名称	建設局
概 要	<p>大阪市景観計画に定める重点届出区域において、にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いデジタルサイネージを設置及び運用する場合又は一時広告を掲出する場合に、事前に事業者と協議を行っています。</p> <p>《デジタルサイネージ設置協議対象地区》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低層部（建築物の1F）は、御堂筋地区・堺筋地区・四つ橋筋地区・なにわ筋地区・土佐堀通地区・中之島地区 ・中層部（低層部を除く、建築物の高さ31m以下の部分）は御堂筋地区及び四つ橋筋地区の一部区間 <p>《一時広告物設置対象地区》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全重点届出区域
根拠となる要綱等	重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱 (http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000284822.html)
行政指導指針	<p>デジタルサイネージ設置基準 一時広告掲出基準 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/cmsfiles/contents/0000617/617044/02_beppyou.pdf)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完了報告書により、設置計画又は一時広告物計画の内容に適合しているかどうかを確認するため、現地調査を実施した場合に、当該調査に係る工事の内容が設置計画又は一時広告物計画の内容に適合していないと認めるときは、これらに適合させるために必要な措置をとるよう事業者に指導することがあります。 ・運用開始後、現地調査において、デジタルサイネージ設置基準に適合した運用をしていないと認めるときは、これに適合させるために必要な措置をとるよう事業者に指導することがあります。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000617044.html
備考	